平成２８年（フ）第１１７号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野１丁目６番地
ファーストステージ601号
破産者　中島　　明
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号
茨城県土浦市乙戸785番地３
破産者　棒田　広之
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６０号
茨城県土浦市並木１丁目14番14号
破産者　宮本　洋子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
さいたま市北区土呂町２丁目29番地８　ベルピア土呂第１－１　203号室
破産者　吉野　幸子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５２号
神奈川県秦野市北矢名1302番地の１　ハイヴィラ湘南　102号、前住所青森県青森市大字大野字若宮98番地15
破産者　加藤　克志
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５５３号
神奈川県秦野市北矢名1302番地の１　ハイヴィラ湘南　102号、前住所青森県青森市大字大野字若宮98番地15
破産者　加藤　直子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３８号
神奈川県厚木市水引２丁目７番３－506号
破産者　岩田　　甫
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１号
神奈川県伊勢原市板戸２番地の１　山百合ハイツ３－202号
破産者　相馬　　治
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４６号
神奈川県伊勢原市板戸828番地の２　ベルピア伊勢原２－208号
破産者　近藤　由香（旧姓原田）
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９号
長野県飯田市上郷黒田883番地15（鋤柄アパートＣ号）、開始時の住所長野県飯田市大瀬木1307番地４
破産者　福澤　　享
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２３７号
滋賀県東近江市宮川町688番地294、開始決定時の住所愛知県豊橋市高師本郷町字山腰29番地12
破産者　吉田　知央
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第９号
愛知県豊川市萩町岩手30番地
破産者　清水　幹也
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３６３５号
大阪市西淀川区姫里２丁目17―32　エールリベルテ大阪ウエスト801号室、開始決定時大阪市西成区千本南１丁目11番14―103号
破産者　下川　　晃
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１５号
大阪市住之江区西住之江２丁目17番24号
破産者　長尾　八郎
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６９号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番50―403号
破産者　小掠　良男
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１６号
大阪市西成区山王１丁目７番29号
破産者　池上　昌代
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７３号
大阪府豊中市小曽根４丁目27番14―301号
破産者　西田　浩輔
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０３号
大阪府柏原市平野２丁目451番地の１　ライオンズマンション柏原　1004号、前住所大阪府八尾市上之島町北４丁目13番地の１八尾山本レックスマンション202号
破産者　江尻　洋行
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部